

## 社会福祉法人 芙蓉会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：平成 30 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 10 日以上とする。
---

<対策>

- 平成 27 年 4 月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 27 年 10 月～法人企画会議で検討開始
- 平成 28 年 4 月～計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成 29 年 4 月～有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始